

京都市告示第 159 号

京都市水路等管理条例第2条第1号（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年8月4日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	天田川	伏見区醍醐北端山28番地地先 山科区勧修寺閑林寺310番地の1	

(建設局道路部道路明示課)